

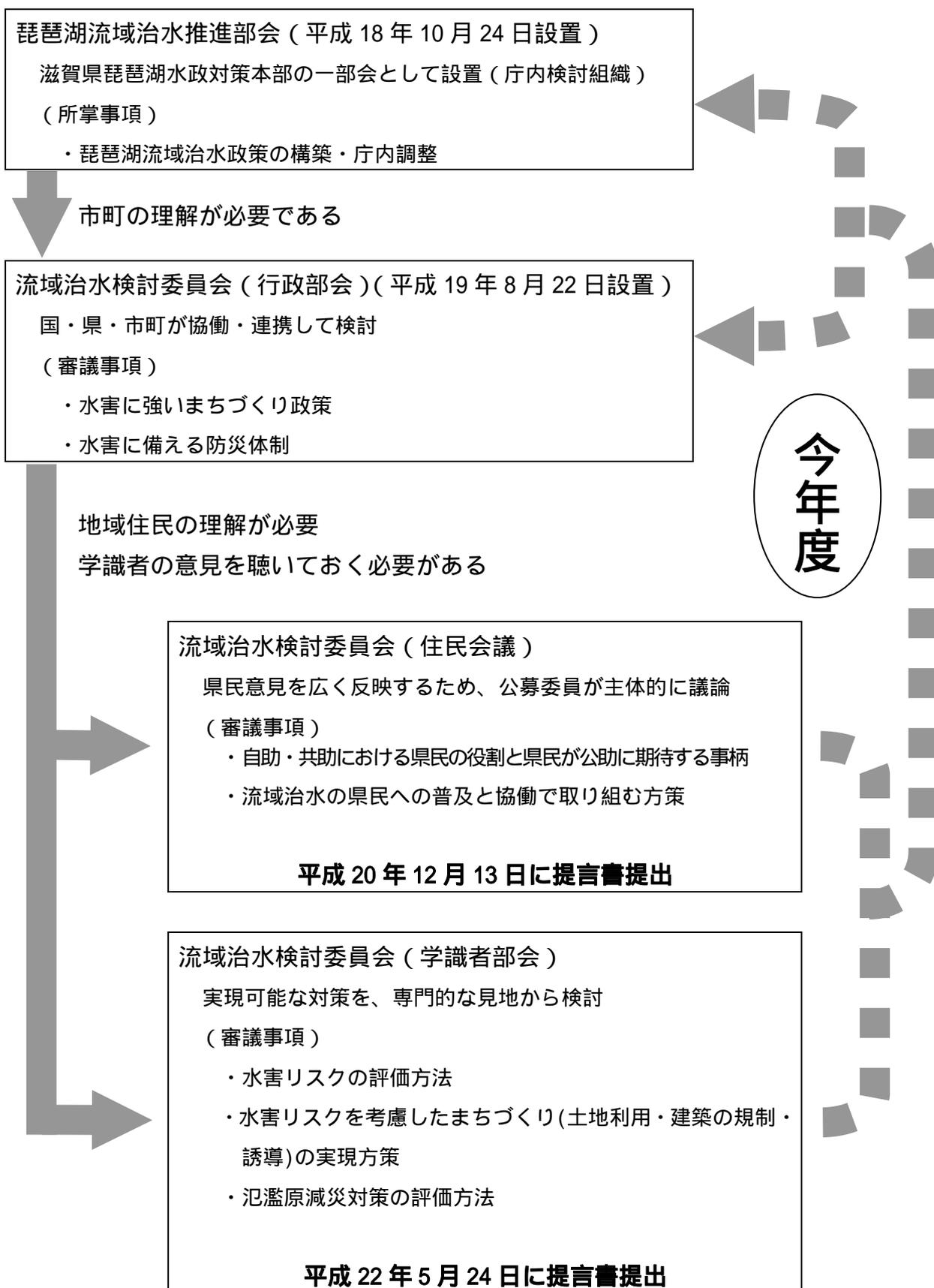
流域治水基本方針策定に向けた検討経過

1. 滋賀県流域治水基本方針

水害から命を守り壊滅的な被害を防ぐためには、自助・共助・公助を組み合わせ、地域の実情にあった総合的な対策を流域全体で取り組むことが必要であり、基本的な治水対策の考え方や役割分担などを基本方針として本年度末に取りまとめ、各流域での水害犠牲者ゼロに向けた取り組みを関係者が連携して進めていく。

目的	水害に強い地域づくり どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先） 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける										
手段	川の中の対策（堤外地対策）だけでなく、 「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地対策）を総合的に実施する。										
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #f00; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 河道内で洪水を安全に流下させる対策 (これまでの対策) </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 河道掘削、堤防整備、 治水ダム建設など </div> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 10px 0;">+</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)</td> <td style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">ためる</td> <td style="padding: 5px;">ため池、調整池 グラウンドでの雨水貯留など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)</td> <td style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">とどめる</td> <td style="padding: 5px;">輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、 土地利用規制、耐水化建築など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">地域防災力向上対策</td> <td style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">そなえる</td> <td style="padding: 5px;">水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など</td> </tr> </table>			流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる	ため池、調整池 グラウンドでの雨水貯留など	氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、 土地利用規制、耐水化建築など	地域防災力向上対策	そなえる	水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など
流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる	ため池、調整池 グラウンドでの雨水貯留など									
氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、 土地利用規制、耐水化建築など									
地域防災力向上対策	そなえる	水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など									

2. 検討経過について



流域治水検討委員会（行政部会）での検討経過

流域治水検討委員会（行政部会）

【検討事項】水害の潜在的危険性を共有しながら、行政間で連携が必要な以下の項目を検討・協議。

- ・水害に強いまちづくり政策
- ・水害に備える防災体制

【委員構成】 9市町 副市町長等

（大津市、彦根市、草津市、守山市、湖南市、高島市、竜王町、湖北町、高月町）

琵琶湖河川事務所長

県庁内関係機関の長

（土木交通部技監(河川政策担当)、防災危機管理局長、県民生活課長、健康福祉政策課長、農政課長、河港課長、砂防課長、都市計画課長、住宅課長、建築課長）

「まちづくり」「防災」の2WGを設置

（全市町、琵琶湖河川事務所、県庁内関係 10 課室、各土木事務所の担当で構成）

第1回委員会・WG合同会議（平成19年8月22日：厚生会館別館）

- ・治水政策の現状と課題を説明
- ・流域治水の考え方や施策の方向性を説明
- ・今後の検討の方向性を決定

自主防災組織の充実化

ハザードマップの作成と活用方策

土地利用規制とまちづくり

住民参加プロセスの検討 → 住民会議設立へ



第2回WG会議(平成19年9月13日:県庁東館 14日:ひこね燦パレス)

- ・流域治水に関する意見交換

主な意見

- ・災害対策について縦割りになっている。行政の体制整備が必要。
- ・市町担当者も水害経験がなくいざという時には不安。避難勧告の発令判断に困る。
- ・住民の行政依存が進む中、自助や共助意識を高める取組が重要。
- ・河川に繁茂している樹木を伐採し、最低限今ある流下能力を確保してほしい。

第3回WG会議（平成20年2月18日：県庁東館）

- ・これまでの検討経過を説明

- （1）基本方針策定に向けた検討経過
- （2）地域防災力アンケート調査
- （3）はん濫解析
- （4）住民会議の開催

第4回WG会議（平成20年9月17日：大津合同庁舎）

- ・部会における議論の方向性と検討状況について

- （1）自主防災組織の充実化
- （2）ハザードマップの作成と活用のための啓発
- （3）土地利用規制とまちづくり
- （4）住民参加プロセス
- （5）その他

第2回委員会・WG合同会議（平成20年11月27日：県庁東館）

- ・基本方針策定に向けた検討経過説明
（流域治水推進部会、行政部会、住民会議の議論）
- ・流域治水に関する取組状況説明
（全自治会への地域防災力アンケート、氾濫解析等）
- ・流域治水基本方針（原案）説明

基本方針への主なご意見

- ・はじめに県・市町・住民の責任を定めること。
 - ・主語がなく誰が実施するのか不明である。県・市町・住民の役割分担を明確にすること。
 - ・自助・共助・公助というが、まず「公助」をどこまでやるのかを示すことが必要。
 - ・「まちづくり計画への反映」は市町の都市計画担当と十分に協議してほしい。
 - ・土地利用規制は地価に影響するので補償が必要。
 - ・自助・共助に期待するといっても過疎化が進んでいるので、地域活性化の大きな取り組みも必要。
 - ・芹川の計画を下方修正されたことについて質問がある。
- ・基本方針(原案)に対する意見・修正案を提出することについて依頼
 - ・統合部会へ参加する2委員(大津市、高月町)を選出

- ・彦根市脱退表明（平成20年11月28日付け知事あて彦根市長通知）

芹谷ダム関係

- 20.11.21 公共事業評価監視委員会で県担当者が中止の方針を述べる。
- 21. 1. 9 公共事業評価監視委員会で「中止が妥当」の答申が出される。
- 21. 1.14 知事ダム建設中止を表明。

- ・行政部会5委員による共同意見書（平成20年12月15日付け知事あて）

流域治水の実現にむけ、県自らが主導的な役割を担い、県、市町、住民の相互理解と共通認識の醸成を実現すること。

県、市町、住民のそれぞれの責務を基本方針に明確に位置づけること。「川の中の治水対策」を着実に実施すること。

土地利用規制等の法令運用に関わる課題など、個々の市町や流域住民のみでは困難な事項は、個別に具体的な指針を策定すること。

県、市町が十分に協議し、結論が得られるまで行政部会を継続開催すること。

行政部会の活性化に一層の努力を行うこと。行政部会参加の8市町以外の市町に対しても、情報提供と協議を行うこと。

- ・行政部会共同意見への回答（平成20年12月17日付け委員あて知事通知）

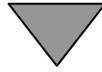
流域治水の実現にむけて、県、市町、住民の相互理解のもと県が主導的役割を担う覚悟である。

基本方針に県、市町、住民の役割や責務を明記する。県も川の中の対策に責任を持って取り組む。

土地利用規制等の法令運用に関わる問題は、学識者の意見を聞き市町と調整して実施する。

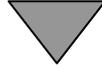
行政部会は継続し今後も意見交換を続ける。

行政部会の活性化に努力する。委員以外の市町を含め全ての市町と協議を行う。



第6回 WG 会議（平成 21 年 3 月 24 日：厚生会館別館）

- ・基本方針(原案)に対する意見・修正案への対応について説明
- 再度、意見等の提出について依頼



第7回 WG 会議（平成 22 年 6 月 30 日：県庁東館）

- ・これまでの流域治水検討委員会の経緯について説明
- ・滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）および滋賀県流域治水検討委員会（学識者部会）からの提言について説明
- ・（仮称）地先の浸水マップについて公表に向けた作業への協力を依頼
- ・今後の流域治水基本方針策定に向けたスケジュールについて説明